

第3章 医事

近年、急速な少子高齢化の進展、医学の進歩による医療の高度化・専門化の進展、安全で安心できる医療を求める住民の要請など、医療を取り巻く環境は、大きく変化してきており、医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を構築していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療提供体制を構築する観点から、平成18年6月に、医療法、医師法等が改正され、一部を除き平成19年4月から施行されたところである。その円滑な施行を図るため、患者の医療の選択の支援のための医療に関する情報の積極的な提供、医療機能の分化・連携の推進、医療安全対策の総合的推進、さらに、小児科、産科等の医師の確保対策などに取り組み、地域における必要な医療の確保に努めていく必要がある。

また、救急医療体制については、初期救急医療体制として、休日急病診療所、休日在宅当番医制が、第二次救急医療体制として病院群輪番制、後方ベッド確保対策がとられている。しかし、夜間及び小児の診療体制の確保や機能分担に応じた救急医療体制の構築が課題であることから、保健所では、小児救急を中心とする救急医療体制の確保を図るため、「岐阜圏域小児救急医療協議会」を設置して検討している。

医療安全管理体制については、最近の医療機関における事故等に鑑み、病院等の立入検査において、安全管理体制の確保、医師等の資格確認、医療従事者の健康診断の徹底等を重点的に指導している。